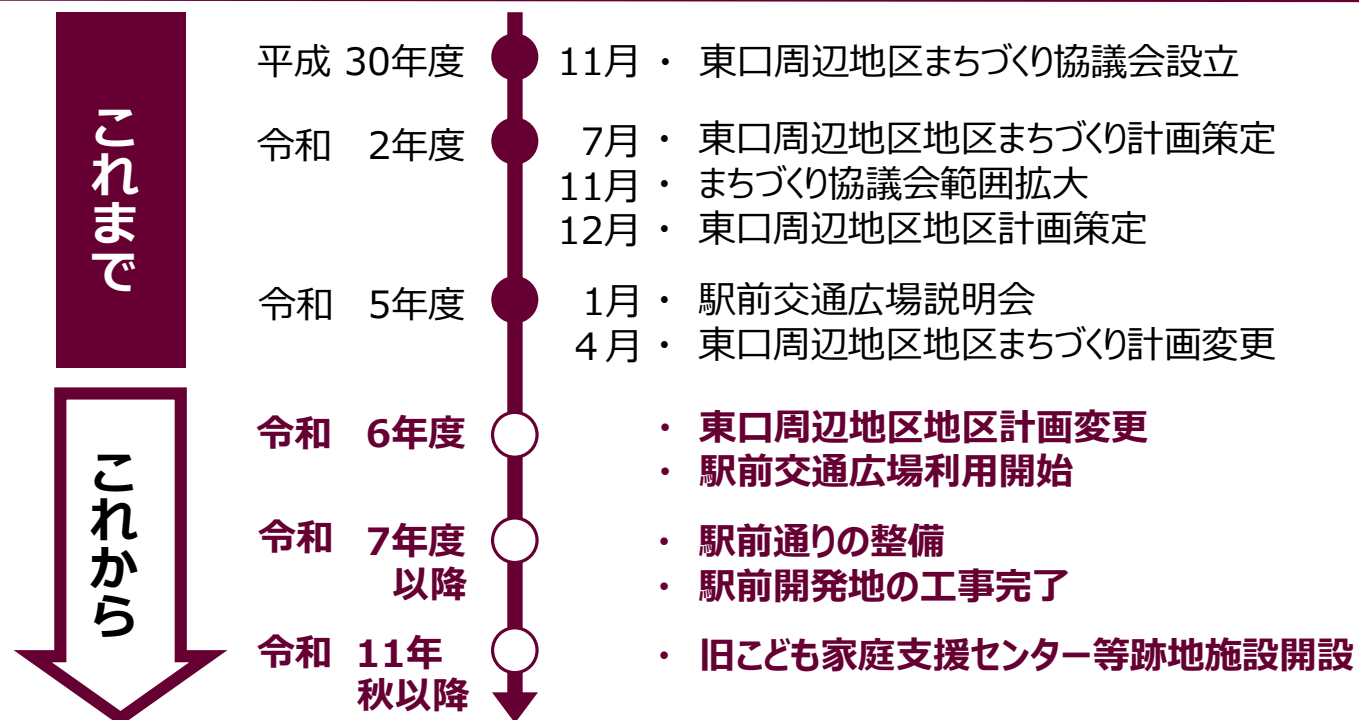


まちづくりの実現に向けて、地域の皆様のご意見を伺いながら、検討を進めていきます。

■これまでの経緯と今後の予定



■これからの主な取り組み

駅前交通広場

駅前の交通利便性向上のため、バス停とタクシープールがある駅前交通広場を整備します。また、東綾瀬公園との一体的な整備により、イベントなども出来るオープンスペースを創出します。



※ この図は、計画検討段階のイメージ資料です。実際とは異なります。

駅前開発地

地上32階建てのマンションが建設され、1、2階には店舗が誘致される予定です。駅前交通広場と駅前通りに沿って公開空地(オープンスペース)が整備され、歩行環境の改善とともに、にぎわいを創出します。



※ この図は、計画検討段階のイメージ資料です。実際とは異なります。

旧こども家庭支援センター等跡地

令和5年10月に活用方針を決定しました。令和11年秋以降の施設開設を予定しています。

- 誰もが安心して利用できる公共施設の整備
〔保健センター、区民事務所、子育てサロン、講堂(ホール)〕
- 賑わいを創出する民間活用施設の誘致
- 多くの人が集える空間及び憩いの場の創出

綾瀬駅周辺地区のまちづくりの検討状況は、「まちづくりニュース」のほか、足立区公式ホームページでも逐次お知らせしてまいります。是非ご覧ください。



綾瀬駅周辺地区まちづくり

検索

お問い合わせ先

足立区 都市建設部 まちづくり課 東部地区係 南館4F 齋藤・小幡
電話 : 03-3880-5441 (直通) FAX : 03-3880-5605
E-mail : machi@city.adachi.tokyo.jp

知ると分かる。すると変わる。



SDGs MODEL ADACHI



足立区

綾瀬駅周辺地区まちづくりニュース

別添資料綾瀬関連

第 5 号

令和6年6月

発行/綾瀬駅周辺地区まちづくり協議会
編集/同協議会事務局

地区まちづくり計画を変更してにぎわいあるまちづくりを進めます！！

主な3つの変更点

1 駅前交通広場と東綾瀬公園の一体的な整備

バス、タクシー等の滞留空間を確保するため、駅前交通広場と東綾瀬公園を一体的に整備することで、便利で快適な駅前空間を創出します。

2 旧こども家庭支援センター等跡地の活用

活用方針にあわせて「公民連携による施設の整備」「区民ニーズに合わせた施設の活用」により区有地を活用します。

3 駅前開発地周辺のまちづくり

駅前開発地周辺の状況の変化や、令和3年度及び令和5年度に実施したアンケート結果を踏まえて、駅前開発地周辺に新たに建物を建てる際のルールづくりを進めます。

綾瀬駅周辺のまちの状況



出典：国土地理院 空中写真

変更概要は中面に

I

駅前交通利便性の向上

- 1 駅前にオープンスペースを創出
- 2 駅前通りをゆとりある歩行空間に改善

II

連続した店舗の誘導・回遊によるにぎわいの創出

- 1 駅前大規模用地地区へのにぎわいに資する施設の誘致
- 2 綾瀬駅を中心に建物低層階へ連続した店舗等を誘導
- 3 建物の壁面を後退させ、回遊性を向上

III

安全安心で緑と調和した街並みの創出

- 1 歩行・通行しやすい空間の確保
- 2 沿道緑化等により緑の連続性を確保
- 3 敷地面積規制により著しい土地の細分化を防止

IV

区有地を活用した区民ニーズを踏まえた施設の整備

- 1 公民連携による施設の整備
- 2 区民ニーズに合わせた施設の活用

まちづくりの4つの柱

土地利用計画

地区区分ごとの土地利用の方向性を以下のとおり定めます。

ア 駅前大規模用地地区

駅前交通広場の整備や駅前のにぎわい施設の誘導により、駅前の顔としてふさわしい空間形成を目指す

イ 商業・業務地区

低層階への店舗等の誘導や風俗営業等の制限など建物用途を規制することで、魅力的な商業環境の形成と回遊性の向上を目指す

ウ 綾瀬小学校地区

駅前と連続した、歩いて楽しめる空間形成を目指す

エ 複合市街地地区

適正な建替え、計画的な土地利用を誘導していくとともに、公園通り沿道のにぎわいある空間形成を目指す

オ 公共公益施設地区

公共施設の集約、にぎわい機能を備えた民間施設の誘致、憩いの場を創出することで、綾瀬エリアの更なる魅力向上を目指す

カ 公園地区

駅前交通広場と東綾瀬公園の一体的な整備を目指す

令和11年秋以降開設予定

公共施設

民間活用施設

講堂（ホール）

保健センター

交流によるにぎわい

区民事務所

子育てサロン

商業によるにぎわい

地区の将来像

未来につなぐ豊かな暮らしとにぎわいあるまち

地区まちづくり計画図

この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)MMT利許第06-121-3号
(承認番号)6都市基街都第1号、令和6年4月12日 (承認番号)6都市基交都第1号、令和6年4月3日

詳しくは
こちらから

ネットワークの形成

回遊性向上のため、以下のとおりネットワークづくりの方向性を定めます。

ア 駅前通り沿道

交通結節機能を強化するとともに、シンボル軸にふさわしい駅前空間の形成を目指す

滞留空間確保
歩道幅
歩行空間確保
東口駅前交通広場

イ 公園通り等沿道

東口駅前交通広場の整備に合わせ、公園と協調したシンボリックでにぎわいある歩行空間の形成を目指す

ウ 幹線道路沿道

歩行空間の創出や緑化の推進を図るとともに、補助109号線及び補助136号線沿道において、大規模な市街地火災を防止する延焼遮断帯の形成を目指す

エ 主要生活道路沿道

ゆとりと身近な緑あふれる空間の形成を目指す

オ 駅前アクセス通路

駅前交通広場の整備に合わせ、駅へのアクセス強化と回遊性の向上を図るとともに、緑化の推進を目指す